

文教厚生常任委員会行政視察概要

令和 6 年 8 月 1 日 (木)

於 稲 沢 市 議 会

午前 9 時 5 0 分 ~ 午前 1 1 時 3 2 分

1 調査概要

「重層的支援体制整備事業について」

稲沢市 市民福祉部 福祉課

社会福祉協議会 福祉総合相談窓口

稲沢市は、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2～6年度）の基本目標のひとつに「相談体制の充実」を掲げている。令和3年度にはワンストップ福祉相談窓口の整備として、福祉課と社会福祉協議会を市役所東庁舎1階にワンフロア（隣同士）にして連携しやすい体制にした。また、令和4年度より福祉課と社協が一体となって重層的支援体制整備事業を推進している。

稲沢市の重層的支援体制整備事業は、福祉課が全体の統括を、社協が複雑・複合ケースの支援調整、周知啓発、情報収集、社会資源の開発などを行っている。また、生活困窮者支援をベースに重層を展開している。

参加支援事業の一環として、居住支援体制の構築を実施している。令和4年に稲沢市社協が居住支援法人格を取得し、生活困窮者や高齢者、障害者などで住宅確保要配慮者に対し、協力不動産店を介して民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行っている。

稲沢市では、複雑化・複合化した相談を①ブラッシュアップ会議（社協の専門職によるケース検討会議）、②福祉総合相談対策支援チーム会議（市の専門職を交えた多角的な視点からさらに検討する会議）、③重層的支援会議・生活困窮者自立支援調整会議（必



要な社会資源や支援の仕組みを検討する会議）の3段階の会議で支援精度を上げてい

る。3つの会議では、ケース検討を通して社会資源の開発も検討している。令和5年度には参加支援充実のため、既存の仕組みでは解決できないニーズに対応する「恩送り隊」を開発。社協が困っている人と助けたい人のマッチングをして、支援が届かない困りごと（生活困窮者の自宅の清掃や草木の伐採など）に対し、市民ボランティア（団体・企業等）が地域の力となって活動をしている。

また、地域づくりの取組として、生活支援コーディネーターが相談支援事業と地域づくりの橋渡し役や、コミュニティソーシャルワーカーとしての役割も担っている。民生委員や町内会等、地域との強い繋がりを活かし、支援が必要な方を早期に発見し、適切な相談支援事業に繋げている。

2 主な質疑応答

問 参加支援充実のため、「ニーズに合った新しい支援メニューを創る」際に民間で協力してくれる方とどうやって繋がったのか。

答 「恩送り隊」の場合は、社会貢献をしたいという企業から社協に声かけがあった。その企業から口コミなどで広げてもらったりもしている。社協だと民間企業と連携しやすいのが強み。

問 居住支援をするにあたり、不動産店の不安解消はどのようにしているのか。

答 大家さんや不動産店向けに、生活困窮者などについての説明や福祉でサポートできる事について理解を深めてもらえるよう説明会を行っている。

問 生活保護などの対象にはならないが、支援が必要な人へどのように対応しているか。

答 対象となる支援機関がない方に関しては、コミュニティソーシャルワーカーが地域の見守りのネットワークを構築しており、民生委員や地域を通して見守りを強化する取り組みをしている。

問 地域住民の理解を得るためにどのような事をしているのか。

答 社協の生活支援コーディネーターが出向き、地域の困りごとなどの情報を聞き取ったり、地域参加の大切さを伝えたりして少しずつ理解を得ている。

問 地域住民との関わりの課題は。

答 地域の方からは要望の方が出がちだが、「この部分なら自分たちでできる」という声を引き出すのが難しい。少数だが「自分たちでやる」という人達が居場所づくりを立ち上げた地域もあり、他の地域にも広げていきたい。

問 生活支援コーディネーターの人材確保は十分できているのか。

答 人件費を支出する財政の問題もあり、十分とはいえない

問 学校に関連するような案件もあるのか。

答 年に数回ほどある。支援が必要な案件がある場合は、スクールソーシャルワーカーが福祉総合相談対策支援チーム会議に出席したりしている。

以上